

四半期報告書

(第13期第1四半期) 自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 6 月 30 日



(E03610)

第13期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【役員の状況】	29
第4 【経理の状況】	30
1 【四半期連結財務諸表】	31
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 東 和 浩

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳 賀 修

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳 賀 修

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		2012年度 第1四半期 連結累計期間 (自2012年 4月1日 至2012年 6月30日)	2013年度 第1四半期 連結累計期間 (自2013年 4月1日 至2013年 6月30日)	2012年度 (自2012年 4月1日 至2013年 3月31日)
経常収益	百万円	209,827	211,047	832,183
うち信託報酬	百万円	5,420	5,655	21,639
経常利益	百万円	68,955	86,097	285,133
四半期純利益	百万円	43,285	62,180	—
当期純利益	百万円	—	—	275,141
四半期包括利益	百万円	25,994	44,748	—
包括利益	百万円	—	—	398,602
純資産額	百万円	1,820,593	2,189,447	2,189,304
総資産額	百万円	41,577,593	43,387,938	43,110,629
1株当たり四半期純利益金額	円	17.71	25.45	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	105.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	11.87	17.68	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	72.52
自己資本比率	%	4.11	4.73	4.78
信託財産額	百万円	23,795,833	24,104,682	23,377,357

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末新株予約権－(四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(9) 公的資金に関する事項

当社グループは、1998年3月以降、総額約3兆1,280億円（2013年7月末現在残高、総額約7,724億円）の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、「第一部 企業情報」「第3 提出会社の状況」をご覧ください）。当該優先株式が普通株式に転換された場合、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する当社の普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により当社の株価に影響を与える可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」（2013年6月21日付）を締結しました。その内容については、「第3 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(1) 株式の総数等②発行済株式」の脚注4、7の記載をご参照下さい。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第1四半期連結累計期間の日本経済は、2012年末の衆議院解散以降の消費者や企業の心理改善が、引き続き消費や生産を支えた様子が確認されました。日本政府の政策に対する期待や、日本銀行が「量的・質的金融緩和」として大規模な緩和策を導入したことなどが背景にあります。特に個人消費は株価などの資産価格上昇を通じて、高額品などの売行きも好調でした。

海外経済に関しては、米国で雇用や住宅指標、消費に改善が見られた一方、欧州経済は中核国であるドイツを含め依然弱さが残りました。中国経済に関しては、2012年と比べて成長鈍化が確認され、さらに不動産価格抑制などの規制強化の動きが懸念されています。

金融市場に関しては、外国為替市場での円安基調が継続し、一時1ドル100円の大台を超えました。また、日経平均株価は一時1万5,000円台まで上昇し、個人資金の動きも活発化しました。一方、米国でFRB(米国連邦準備理事会)が量的緩和の規模縮小を示唆したことが金融引き締めを連想させ、一時的に金融市場の混乱を招く形となりました。米金利市場を中心に不安定な値動きとなりましたが、その後は金融緩和の継続姿勢を再度強調したことで落ち着きを取り戻しつつあります。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、りそな改革の断行を通じた経営の健全化を実現するとともに、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦することで銀行から金融サービス業への進化を目指してまいりました。

一方、グローバル化の加速、少子高齢化の進展、資金循環構造の変化、デフレの継続等を背景に、国内金融を取り巻く事業環境の不確実性が高まるなか、こうした環境変化への対応をさらに強化すべく、2012年11月に、“2016年3月末までを新たな計画期間とする経営の健全化のための計画”を公表いたしました。

当グループは、これまでのりそな改革の基本方針を堅持しつつ、事業環境変化への適切な対応を強化することで、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位による競争力を両立する、「りそな」独自の金融サービス業としてのモデルを確立し、お客さま・地域の皆さまに最も信頼されるよう努めてまいります。

具体的には、A:「オールりそな」の発揮、C:「クロスセールス」の徹底、L:「ローコストオペレーション」の推進という経営改革のACLを継続し、2つの基本戦略(「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」と、4つの重点施策(「“変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り」「お客さま接点の戦略的強化」「ローコストオペレーションのさらなる加速」「持続的成長を支える強固な財務基盤の継続」)の展開により、「お客さまとの価値の共創」と「サービスの質的向上」を通じた「グループ企業価値の最大化」を目指してまいります。

－経営改革のA C L－

A：「オールりそな」の発揮

お客さまにとって真に役立つ“価値”を提供するために、当グループの持つあらゆるソリューション機能・商品・サービス・人材等を有機的に結合させ、グループの総合力を発揮してまいります。

C：「クロスセールス」の徹底

お客さまの顕在・潜在ニーズを起点として、中長期的なリレーション・信頼関係のもとでお客さまの事業活動や生活シーンに寄り添い、りそなが持つソリューション機能・商品・サービスの提供等を通じて、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

L：「ローコストオペレーション」の推進

お客さまの目線やお客さまの利便性・安全性の向上を重視しつつ、より効率的かつ効果的なオペレーションのあり方を絶えず志向し続けることで、さらなる競争力の向上を目指してまいります。

(業績)

当第1四半期連結累計期間における経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

経営成績は、経常利益が860億円、四半期純利益が621億円となりました。

連結粗利益については、預貸金利益の減少により資金利益は減少しましたが、投資信託の販売が好調であったこと等から前年同期比9億円増加して1,586億円となりました。また、株式等関係損益は前年同期比190億円増加して68億円となり、税金等調整前四半期純利益は前年同期比197億円増加して887億円となりました。一方、税金費用等は8億円増加し、この結果、四半期純利益は前年同期比188億円増加して621億円となりました。また、1株当たり四半期純利益金額は25円45銭となりました。

財政状態については、連結総資産は前連結会計年度末比2,773億円増加して43兆3,879億円となりました。

資産の部では、有価証券が前連結会計年度末比2,603億円増加して10兆4,419億円に、貸出金は前連結会計年度末比6,081億円減少して25兆8,819億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比3,182億円減少して35兆666億円となりました。純資産の部では、四半期純利益が計上される一方、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益などの減少により前連結会計年度末比1億円増加して2兆1,894億円となりました。また信託財産は7,273億円増加して24兆1,046億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、492円84銭となっております。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同期比43億円増加し700億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比33億円増加し272億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比7億円減少し680億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比36億円減少し380億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比44億円増加し221億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比42億円増加し197億円となりました。

当第1四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前第1四半期 連結累計期間比
経常収益	2,098	2,110	12
連結粗利益	1,576	1,586	9
資金利益	1,110	1,064	△45
信託報酬(償却後) (信託勘定不良債権処理額)	54 △0	56 △0	2 △0
役務取引等利益	298	362	64
特定取引利益	46	△43	△89
その他業務利益	66	145	79
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
営業経費	△875	△868	7
臨時損益	△11	142	154
うち株式等関係損益	△121	68	190
うち不良債権処理額	△65	△32	32
うち与信費用戻入額	178	120	△58
うち持分法による投資損益	0	0	△0
経常利益	689	860	171
特別利益	5	30	25
特別損失	△5	△4	1
税金等調整前四半期純利益	689	887	197
法人税、住民税及び事業税	△136	△236	△100
法人税等調整額	△110	6	116
少数株主利益	△10	△35	△24
四半期純利益	432	621	188
与信費用総額	113	87	△25

(注) 与信費用総額＝信託勘定不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額＋与信費用戻入額

(『公的資金完済プラン』について)

イ 『公的資金完済プラン』の背景・概要

当社は、2010年11月5日に、当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させること等を目的とした『りそな資本再構築プラン』を策定するなど、公的資金の返済を進めてまいりました。そして、2013年5月10日に、公的資金の完済に向けた最終ステージとして、公的資金の完済と普通株主価値の向上を両立させる『公的資金完済プラン』（以下、本プランといいます。）を策定し、本プランの関連議案について、2013年6月21日開催の定時株主総会等でご承認を頂いております。

なお、本プラン策定の背景は、以下のとおりであります。

- ・可能な限り早期に、全ての公的資金を返済することが当社の社会的責務であり、その責務を全うすることにより、当社の企業価値を向上させることが可能であると確信していること。
- ・当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させるため、預金保険法に基づく優先株式(以下、預金保険法優先株式といいます。)に係る潜在株式数を、早期に、可能な限り減少させる必要があること。早期健全化法に基づく優先株式(以下、早期健全化法優先株式といいます。)を普通株式の市場価格変動に影響を受けることなく完済する必要があること。
- ・加えて、預金保険法に基づく普通株式(以下、預金保険法普通株式といいます。)についても処分の方向性を明らかにすることで、株式需給の不確実性を払拭すべきであること。
- ・『りそな資本再構築プラン』策定時の想定を上回るスピードで剰余金の蓄積が進んでおり、健全性を維持しつつ、上記の3つの課題を同時に解決する方向性をお示しすることで、全ての株主さまの期待に応えることが可能となってきたこと。

ロ 本プランの具体的な内容および実施状況

本プランの具体的な内容および実施状況は以下のとおりであります。なお、本四半期報告書提出日現在、公的資金の残高は7,724億円(預金保険法優先株式4,500億円、預金保険法普通株式1,624億円、早期健全化法優先株式1,600億円)となっております。

a. 預金保険法優先株式に係る公的資金の返済に向けた取組み

- ・一部取得(2013年度中に取得額ベースで最大3,000億円)の方法により返済する予定です。なお、取得時期につきましては、国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できた時点で、実施する予定です。
- ・残存する部分につきましては、今後の利益(剰余金)の蓄積により早期返済を目指します。

b. 預金保険法普通株式に係る公的資金の返済に向けた取組み

- ・2013年7月25日付けで、一部取得(取得額ベース999億円、注入額ベース992億円、取得株式数190,839,600株)及びその消却が完了し、本プランに基づく公的資金の返済を開始しました。
- ・残存する普通株式(312,422,900株)については、今後速やかに、預金保険機構に対して、処分の申出を行うことを予定しております。なお、処分の時期や具体的な手法等につきましては、今後、市場環境等を踏まえて、関係当局との間で協議を開始する予定です。

- c. 早期健全化法優先株式に係る公的資金の返済に向けた取組み
- ・定款記載の優先株式の条件を変更し、当該優先株式の一斉取得日(普通株式への一斉転換日)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延長した上で、かかる期間内において、(その他資本剰余金を原資とする)特別優先配当により、毎年総額320億円の分割返済を実施いたします。
- d. 普通株式に対する増配の実施予定
- ・株主還元として、b.記載の普通株式の一部買入消却に加えて、普通株式に対する配当を、2013年度期末配当より、年間12円(1株当たり)から年間15円(1株当たり)に3円増配(25%増配)し、その後も安定配当に努める方針です。

なお、本プランの策定を機に、普通株式の発行可能種類株式総数を73億株から60億株に減少させたほか(2013年7月24日に効力発生)、資本勘定内での振替(詳細は、「第3 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(5)発行済株式総数、資本金等の推移」の脚注1、2の記載を参照下さい。)を実施することにより、公的資金の返済財源として、その他資本剰余金9,000億円を確保しております(2013年6月24日に効力発生)。

(注) 上記a.～d.の取組みの前提として、2014年3月実施予定のバーゼル3国内基準において十分な自己資本を確保します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準を意識した自己資本運営を行います。

① 国内・海外別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は1,050億円、海外は30億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,064億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ56億円、△43億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では362億円、145億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	109,480	2,454	853	111,081
	当第1四半期連結累計期間	105,035	3,014	1,555	106,494
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	122,608	2,976	1,671	123,914
	当第1四半期連結累計期間	116,856	3,609	2,085	118,380
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	13,127	522	817	12,832
	当第1四半期連結累計期間	11,821	595	530	11,886
信託報酬	前第1四半期連結累計期間	5,420	—	—	5,420
	当第1四半期連結累計期間	5,655	—	—	5,655
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	29,835	12	—	29,848
	当第1四半期連結累計期間	36,243	22	0	36,266
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	39,371	73	—	39,445
	当第1四半期連結累計期間	45,544	81	10	45,615
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	9,536	61	—	9,597
	当第1四半期連結累計期間	9,300	58	10	9,348
特定取引収支	前第1四半期連結累計期間	4,608	—	—	4,608
	当第1四半期連結累計期間	△4,372	—	—	△4,372
うち特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	5,642	—	—	5,642
	当第1四半期連結累計期間	157	—	—	157
うち特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	1,034	—	—	1,034
	当第1四半期連結累計期間	4,529	—	—	4,529
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	6,524	170	—	6,694
	当第1四半期連結累計期間	14,356	242	—	14,599
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	12,941	60	—	13,002
	当第1四半期連結累計期間	18,931	242	—	19,173
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	6,417	△109	—	6,307
	当第1四半期連結累計期間	4,574	—	—	4,574

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は456億円、役務取引等費用合計は93億円となり、役務取引等収支合計では362億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	39,371	73	—	39,445
	当第1四半期連結累計期間	45,544	81	10	45,615
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	7,486	14	—	7,501
	当第1四半期連結累計期間	8,073	16	—	8,089
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	8,806	55	—	8,862
	当第1四半期連結累計期間	8,766	64	—	8,830
うち信託関連業務	前第1四半期連結累計期間	2,737	—	—	2,737
	当第1四半期連結累計期間	2,518	—	—	2,518
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	6,235	—	—	6,235
	当第1四半期連結累計期間	11,869	—	—	11,869
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	2,586	—	—	2,586
	当第1四半期連結累計期間	2,686	—	—	2,686
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	850	0	—	850
	当第1四半期連結累計期間	841	—	—	841
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	3,060	—	—	3,060
	当第1四半期連結累計期間	3,150	—	—	3,150
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	9,536	61	—	9,597
	当第1四半期連結累計期間	9,300	58	10	9,348
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	2,155	—	—	2,155
	当第1四半期連結累計期間	2,218	—	—	2,218

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第1四半期連結累計期間の特定取引収益は1億円、特定取引費用は45億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	5,642	—	—	5,642
	当第1四半期連結累計期間	157	—	—	157
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	310	—	—	310
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結累計期間	5,274	—	—	5,274
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	57	—	—	57
	当第1四半期連結累計期間	157	—	—	157
特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	1,034	—	—	1,034
	当第1四半期連結累計期間	4,529	—	—	4,529
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	38	—	—	38
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	1,034	—	—	1,034
	当第1四半期連結累計期間	752	—	—	752
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	3,738	—	—	3,738
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	33,764,831	49,280	—	33,814,112
	当第1四半期連結会計期間	35,009,143	57,514	—	35,066,658
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	20,616,432	24,879	—	20,641,311
	当第1四半期連結会計期間	22,014,402	32,289	—	22,046,691
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	12,548,413	24,401	—	12,572,815
	当第1四半期連結会計期間	12,265,347	25,225	—	12,290,573
うちその他	前第1四半期連結会計期間	599,985	—	—	599,985
	当第1四半期連結会計期間	729,393	—	—	729,393
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	1,045,650	—	—	1,045,650
	当第1四半期連結会計期間	1,284,710	—	—	1,284,710
総合計	前第1四半期連結会計期間	34,810,481	49,280	—	34,859,762
	当第1四半期連結会計期間	36,293,853	57,514	—	36,351,368

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,164,412	100.00	25,803,216	100.00
製造業	2,524,530	10.03	2,524,135	9.78
農業, 林業	11,921	0.05	11,754	0.05
漁業	1,228	0.01	1,162	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,105	0.06	12,914	0.05
建設業	623,813	2.48	613,000	2.38
電気・ガス・熱供給・水道業	101,903	0.40	111,229	0.43
情報通信業	255,022	1.01	239,814	0.93
運輸業, 郵便業	528,903	2.10	482,933	1.87
卸売業, 小売業	2,350,651	9.34	2,347,645	9.10
金融業, 保険業	631,079	2.51	597,033	2.31
不動産業	2,405,539	9.56	2,667,029	10.33
物品賃貸業	290,642	1.15	303,479	1.18
各種サービス業	1,500,220	5.96	1,490,653	5.78
国, 地方公共団体	794,253	3.16	861,287	3.34
その他	13,130,595	52.18	13,539,142	52.47
海外及び特別国際金融取引勘定分	66,555	100.00	78,782	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	66,555	100.00	78,782	100.00
合計	25,230,967	—	25,881,998	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,244,433	48.65	12,637,265	48.97

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	59,609	0.25	51,535	0.21
有価証券	0	0.00	63	0.00
信託受益権	22,502,119	94.56	22,675,385	94.07
受託有価証券	4,923	0.02	5,736	0.02
金銭債権	361,277	1.52	349,433	1.45
有形固定資産	518,514	2.18	488,024	2.03
無形固定資産	2,138	0.01	2,022	0.01
その他債権	6,460	0.03	6,402	0.03
銀行勘定貸	322,978	1.36	509,458	2.11
現金預け金	17,811	0.07	16,618	0.07
合計	23,795,833	100.00	24,104,682	100.00

負債

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,201,758	30.26	7,180,279	29.79
年金信託	3,489,390	14.66	3,719,233	15.43
財産形成給付信託	1,091	0.01	1,128	0.01
投資信託	11,530,749	48.46	11,618,687	48.20
金銭信託以外の金銭の信託	302,029	1.27	359,721	1.49
有価証券の信託	103,513	0.43	116,727	0.48
金銭債権の信託	373,194	1.57	359,888	1.49
土地及びその定着物の信託	117,984	0.50	116,815	0.49
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,841	0.01	2,835	0.01
包括信託	673,280	2.83	629,366	2.61
合計	23,795,833	100.00	24,104,682	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	149	0.25	131	0.26
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	44	0.07	39	0.08
卸売業, 小売業	114	0.19	90	0.17
金融業, 保険業	6,125	10.28	5,661	10.98
不動産業	1,495	2.51	1,229	2.39
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	16	0.03	9	0.02
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	51,662	86.67	44,373	86.10
合計	59,609	100.00	51,535	100.00

(注)「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	45,029	75.54	39,018	75.71

③ 元本補填契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	59,609	16.01	51,535	9.34
有価証券	—	—	—	—
その他	312,716	83.99	500,524	90.66
資産計	372,326	100.00	552,060	100.00
元本	371,779	99.85	551,609	99.92
債権償却準備金	178	0.05	154	0.03
その他	369	0.10	296	0.05
負債計	372,326	100.00	552,060	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第1四半期
連結会計期間

貸出金59,609百万円のうち、破綻先債権額は16百万円、延滞債権額は1,798百万円、貸出条件緩和債権額は2,075百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は3,891百万円であります。

当第1四半期
連結会計期間

貸出金51,535百万円のうち、延滞債権額は1,115百万円、貸出条件緩和債権額は1,839百万円であります。なお、破綻先債権額および3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は2,955百万円であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000 (注) 1
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	2,520,000
第5種優先株式	4,000,000
第6種優先株式	3,000,000
第一回第7種優先株式	10,000,000 (注) 2
第二回第7種優先株式	10,000,000 (注) 2
第三回第7種優先株式	10,000,000 (注) 2
第四回第7種優先株式	10,000,000 (注) 2
第一回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第二回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第三回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第四回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
計	7,574,520,000

(注) 1 2013年6月21日開催の定時株主総会等において、普通株式の発行可能株式総数を1,300,000,000株減少させ、7,300,000,000株から6,000,000,000株にする定款の一部変更議案が承認可決され、同年5月10日および同年6月21日開催の当社取締役会で決議され、同年7月19日に実施された自己株式(普通株式)取得枠に基づく取得(取得総額999億円、取得株式数190,839千株)に係る決済が同年7月24日までに完了したことにより、当該定款の一部変更議案の効力が発生しております。

2 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとします。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2013年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2013年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	2,324,118,091 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	225,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,769,477,691	2,578,638,091 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、2013年8月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。なお、2013年7月25日に自己株式(普通株式)の取得・消却(190,839,600株)が完了しております。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年1月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

1,501円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株(2013年7月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.71%)

(4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社は、預金保険機構との間で、「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」(2013年6月21日付)を締結しており、その内容は下記(1)ないし(4)のとおりであります。
- (1) 公的資金の要返済残額に関する取り決め
当社が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく丙種優先株式および己種優先株式(以下、早期健全化法優先株式という。)に係る公的資金は総額1,600億円とし、預金保険機構はそれ以上の返済を当社に求めない。
 - (2) 早期健全化法優先株式に係る公的資金の要返済額の返済方法に関する取り決め
特別優先配当として支払う配当金により返済するとともに、当社はその時々の要返済額の残額を、契約期間中いつでも返済できる。要返済額の残額とは、1,600億円から、早期健全化法優先株式につき支払われた特別優先配当金累積額の合計額を控除した額をいう。なお、株価の上昇等により返済条件が整った場合、財務の健全性および市場の安定性に留意しつつ、完済に向けて必要な手続きを行う。
 - (3) 株式の売買に関する取り決め
早期健全化法優先株式について、特別優先配当が支払われている限り、第三者への譲渡を禁止する。
 - (4) 取得請求権の権利行使に関する取り決め
なし(取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数に変更はない)。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
 - ① 丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)の合計額とする。
 - (イ) 基本優先配当金
1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)
$$68円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額：
当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額

公的資金残額：
600億円
 - (ロ) 特別優先配当金
1株につき120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額(上記に定める基本優先配当金の額)の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は1,501円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、

修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、その翌日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨てる)となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年7月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

3,240円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

30,864,197株(2013年7月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.32%)

(4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社は、預金保険機構との間で、「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」(2013年6月21日付)を締結しており、その内容は下記(1)ないし(4)のとおりであります。
- (1) 公的資金の要返済残額に関する取り決め

当社が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく丙種優先株式および己種優先株式(以下、早期健全化法優先株式という。)に係る公的資金は総額1,600億円とし、預金保険機構はそれ以上の返済を当社に求めない。
 - (2) 早期健全化法優先株式に係る公的資金の要返済額の返済方法に関する取り決め

特別優先配当として支払う配当金により返済するとともに、当社はその時々の要返済額の残額を、契約期間中いつでも返済できる。要返済額の残額とは、1,600億円から、早期健全化法優先株式につき支払われた特別優先配当金累積額の合計額を控除した額をいう。なお、株価の上昇等により返済条件が整った場合、財務の健全性および市場の安定性に留意しつつ、完済に向けて必要な手続きを行う。
 - (3) 株式の売買に関する取り決め

早期健全化法優先株式について、特別優先配当が支払われている限り、第三者への譲渡を禁止する。
 - (4) 取得請求権の権利行使に関する取り決め

なし(取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数に変更はない)。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。

(イ) 基本優先配当金

1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)

$$185円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額：

当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額

公的資金残額：

1,000億円

(ロ) 特別優先配当金

1株につき200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)
 - ② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金(上記に定める基本優先配当金の額)の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額

引換価額は3,240円とする。
 - ③ 引換価額の修正

引換価額は、2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、

修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに引換請求のなかった己種優先株式は、その翌日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨てる)となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2011年5月1日以降毎年5月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

154円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

2,922,077,922株(2013年7月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の125.72%)

(4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
 - ① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額

引換価額は484円とする。
 - ③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
 - (5) 取得条項

該当ありません。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

① 第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95% (払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 非参加条項
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第6種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年6月24日 (注) 1	—	2,769,477	320,000	660,472	—	340,472
2013年6月24日 (注) 2	—	2,769,477	△610,000	50,472	△290,000	50,472

(注) 1 会社法第450条に基づく利益剰余金(その他利益剰余金)の資本組入れ

2 会社法第447条および第448条に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少によるその他資本剰余金への振り替え

3 2013年7月25日付けで、会社法第459条1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得・消却(普通株式190,839千株)が完了しており、発行済株式総数残高は2,578,638千株となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2013年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2013年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,194,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,788,400 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,884 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注)1 (注)2
単元未満株式	普通株式 974,791	—	(注)3
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,884	—

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,400株(議決権64個)および従業員持株会支援信託E S O P保有の株式7,618,400株(議決権76,184個)が含まれております。
- 2 株主名簿上は、株式会社りそな銀行および株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)および100株(議決権1個)あります。
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式90株が含まれております。

② 【自己株式等】

2013年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	64,194,500	—	64,194,500	2.55
計	—	64,194,500	—	64,194,500	2.55

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社りそな銀行および株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)および100株(議決権1個)あります。
- 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
- 3 2013年6月30日現在の自己名義所有株式数は64,196,700株であります。なお、この他に従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式が7,120,900株あります。

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自2013年4月1日 至2013年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自2013年4月1日 至2013年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
資産の部		
現金預け金	3,386,146	4,077,970
コールローン及び買入手形	183,822	148,646
買入金銭債権	376,537	368,292
特定取引資産	787,139	774,744
金銭の信託	200	526
有価証券	10,181,599	10,441,931
貸出金	※1 26,490,121	※1 25,881,998
外国為替	67,782	64,072
その他資産	876,023	832,209
有形固定資産	307,328	307,399
無形固定資産	43,498	44,124
繰延税金資産	176,269	199,374
支払承諾見返	539,855	539,076
貸倒引当金	△305,532	△292,280
投資損失引当金	△161	△149
資産の部合計	43,110,629	43,387,938
負債の部		
預金	35,384,871	35,066,658
譲渡性預金	1,301,400	1,284,710
コールマネー及び売渡手形	250,602	318,599
売現先勘定	38,992	19,997
債券貸借取引受入担保金	—	382,065
特定取引負債	346,073	266,781
借入金	671,869	1,087,887
外国為替	1,463	1,448
社債	716,429	692,768
信託勘定借	448,793	509,458
その他負債	1,126,413	949,267
賞与引当金	18,182	3,975
退職給付引当金	12,940	13,388
その他の引当金	39,504	38,425
繰延税金負債	240	292
再評価に係る繰延税金負債	23,690	23,690
支払承諾	539,855	539,076
負債の部合計	40,921,325	41,198,490
純資産の部		
資本金	340,472	50,472
資本剰余金	237,082	847,082
利益剰余金	1,315,470	1,011,323
自己株式	△89,596	△89,418
株主資本合計	1,803,428	1,819,459
その他有価証券評価差額金	186,573	172,815
繰延ヘッジ損益	36,319	21,696
土地再評価差額金	41,260	41,260
為替換算調整勘定	△4,350	△2,899
その他の包括利益累計額合計	259,803	232,873
少数株主持分	126,072	137,114
純資産の部合計	2,189,304	2,189,447
負債及び純資産の部合計	43,110,629	43,387,938

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2013年4月1日 至2013年6月30日)
経常収益	209,827	211,047
資金運用収益	123,914	118,380
(うち貸出金利息)	106,242	99,845
(うち有価証券利息配当金)	13,217	12,866
信託報酬	5,420	5,655
役務取引等収益	39,445	45,615
特定取引収益	5,642	157
その他業務収益	13,002	19,173
その他経常収益	※1 22,401	※1 22,065
経常費用	140,872	124,950
資金調達費用	12,832	11,886
(うち預金利息)	6,399	5,448
役務取引等費用	9,597	9,348
特定取引費用	1,034	4,529
その他業務費用	6,307	4,574
営業経費	87,540	86,839
その他経常費用	※2 23,560	※2 7,772
経常利益	68,955	86,097
特別利益	576	3,090
固定資産処分益	576	3,090
特別損失	560	445
固定資産処分損	439	336
減損損失	120	108
税金等調整前四半期純利益	68,972	88,743
法人税、住民税及び事業税	13,654	23,686
法人税等調整額	11,021	△624
法人税等合計	24,675	23,061
少数株主損益調整前四半期純利益	44,296	65,681
少数株主利益	1,010	3,500
四半期純利益	43,285	62,180

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	44,296	65,681
その他の包括利益	△18,301	△20,932
その他有価証券評価差額金	△19,217	△13,745
繰延ヘッジ損益	3,815	△14,622
為替換算調整勘定	△2,893	7,443
持分法適用会社に対する持分相当額	△6	△7
四半期包括利益	25,994	44,748
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	28,094	35,250
少数株主に係る四半期包括利益	△2,100	9,498

【注記事項】

(追加情報)

丙種優先株式および己種優先株式に係る公的資金の要返済額

当社は、2013年6月21日、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」を締結いたしました。

当第1四半期連結会計期間末における丙種優先株式および己種優先株式に係る公的資金の要返済額は1,600億円であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
破綻先債権額	12,891百万円	11,549百万円
延滞債権額	413,976百万円	407,587百万円
3ヵ月以上延滞債権額	4,583百万円	4,698百万円
貸出条件緩和債権額	300,169百万円	296,871百万円
合計額	731,621百万円	720,706百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2 一部の連結子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
金銭信託	493,318百万円	551,609百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
貸倒引当金戻入益	14,672百万円	7,654百万円
償却債権取立益	3,153百万円	4,351百万円
株式等売却益	1,077百万円	7,166百万円

※2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
貸出金償却	6,147百万円	2,998百万円
株式等売却損	3,140百万円	37百万円
株式等償却	10,112百万円	267百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
減価償却費	7,024百万円	7,023百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年5月11日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	4,810	21.38			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
第6種優先株式	3,712	1,237.50				

当第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年5月10日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2013年3月31日	2013年6月5日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	4,734	21.04			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
第6種優先株式	3,712	1,237.50				

2 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	340,472	237,082	1,315,470	△89,596	1,803,428
当第1四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)					
剰余金の配当			△46,327		△46,327
四半期純利益(累計)			62,180		62,180
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		179	179
利益剰余金から資本金への振替(注)	320,000		△320,000		—
資本金から資本剰余金への振替(注)	△610,000	610,000			—
当第1四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)合計	△290,000	609,999	△304,146	178	16,031
当第1四半期連結会計期間末残高	50,472	847,082	1,011,323	△89,418	1,819,459

(注) 2013年6月24日に、利益剰余金の資本組入れにより、利益剰余金は320,000百万円減少し、資本金は同額増加しております。また、同日、資本金から資本剰余金に610,000百万円振り替えております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	65,721	68,808	17,647	152,177	△335	151,842
経費	△44,358	△37,091	△2,182	△83,632	—	△83,632
実勢業務純益	21,363	31,717	15,465	68,545	△335	68,210
与信費用	2,452	9,992	—	12,444	—	12,444
与信費用控除後業務純益(計)	23,815	41,709	15,465	80,990	△335	80,655

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額△0百万円(損失)を除いております。
4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	80,990
「その他」の区分の損益	△335
与信費用以外の臨時損益	△14,281
特別損益	33
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	2,565
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	68,972

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	70,040	68,048	22,128	160,216	△1,629	158,587
経費	△44,412	△37,016	△2,417	△83,846	—	△83,846
実勢業務純益	25,628	31,037	19,710	76,376	△1,629	74,746
与信費用	1,580	6,977	—	8,557	—	8,557
与信費用控除後業務純益(計)	27,208	38,014	19,710	84,934	△1,629	83,304

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額△5百万円(損失)を除いております。
 4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	84,934
「その他」の区分の損益	△1,629
与信費用以外の臨時損益	1,267
特別損益	△439
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	4,611
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	88,743

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

(有価証券関係)

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2013年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,824,193	1,882,306	58,112
地方債	394,394	412,578	18,184
社債	6,206	6,322	115
合計	2,224,794	2,301,206	76,412

当第1四半期連結会計期間(2013年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,803,783	1,844,776	40,993
地方債	420,203	431,888	11,685
社債	6,256	6,352	96
合計	2,230,242	2,283,018	52,775

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2013年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	337,257	559,535	222,277
債券	6,962,299	6,990,685	28,385
国債	5,662,856	5,675,914	13,057
地方債	214,740	222,923	8,183
社債	1,084,703	1,091,847	7,144
その他	397,486	404,914	7,428
合計	7,697,043	7,955,134	258,091

当第1四半期連結会計期間(2013年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	334,433	581,550	247,117
債券	7,249,153	7,234,907	△14,246
国債	6,005,655	5,983,397	△22,258
地方債	214,406	219,085	4,678
社債	1,029,091	1,032,425	3,333
その他	392,794	389,897	△2,897
合計	7,976,381	8,206,355	229,973

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第1四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は13,770百万円であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は230百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	51,693	△7	△7
店頭	金利スワップ	53,842,097	15,393	15,393
	キャップ	92,003	1,527	1,573
	フロアー	99,826	1,742	1,665
	スワップション	3,788,200	11,794	4,489
合計	—	30,449	23,113	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(2013年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	144,144	△21	△21
店頭	金利スワップ	53,452,284	22,678	22,678
	キャップ	85,176	1,098	1,140
	フロアー	99,305	1,387	1,290
	スワップション	3,856,600	6,576	△1,702
合計	—	31,719	23,385	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,981,841	△18,634	6,235
	為替予約	1,801,928	31,813	31,813
	通貨オプション	3,275,530	△16,919	△1,531
合 計		—	△3,740	36,518

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(2013年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,906,525	△13,124	3,482
	為替予約	1,754,002	48,661	48,661
	通貨オプション	3,239,571	△33,540	△19,338
合 計		—	1,996	32,805

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	17.71	25.45
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	43,285	62,180
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	43,285	62,180
普通株式の期中平均株式数	千株	2,443,367	2,443,256
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	11.87	17.68
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,202,181	1,072,526

(注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式7,505千株(前第1四半期連結累計期間7,404千株)を控除しております。

(重要な後発事象)

(1) 自己株式の取得および消却の実施

2013年5月10日および同年6月21日開催の取締役会で決議された自己株式取得枠に基づき、同年7月19日付で普通株式190,839,600株、取得価額の総額99,999,950,400円の自己株式を取得し、取得した自己株式(普通株式)は、同年7月25日付で全て消却いたしました。

(2) 定款の一部変更

2013年6月21日開催の定時株主総会ならびに普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主による各種類株主総会において決議されました、丙種優先株式および己種優先株式に係る公的資金の分割返済を可能とするための当社定款の一部変更議案につきましては、上記の自己株式(普通株式)取得に係る決済が同年7月24日までに完了したことに伴い、同日付で定款変更の効力が発生しております。

イ 丙種優先株式および己種優先株式に関する、普通株式を対価とする一斉取得日の延期および取得請求権の行使期間の延長

①普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)を、いずれも2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期します。

②取得請求権の行使期間(いわゆる転換期間)を、いずれも2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長します。

ロ 丙種優先株式および己種優先株式に関する優先配当額の変更

①従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設けます。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当されます。

②上記①記載の毎年の特別優先配当の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当額の定めを変更します。

2 【その他】

(1) 剰余金の配当に係る取締役会決議の内容

当四半期連結会計期間において、以下の通り取締役会による配当の決議がありました。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年5月10日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2013年3月31日	2013年6月5日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	4,734	21.04			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
	第6種優先株式	3,712	1,237.50			

(2) 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
1株当たり純資産額	円	490.48	492.84
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	2,189,304	2,189,447
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	990,991	985,114
うち少数株主持分	百万円	126,072	137,114
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち優先配当額	百万円	16,918	—
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	1,198,313	1,204,333
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	2,443,144	2,443,640

(注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式7,120千株(前連結会計年度7,618千株)を控除しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2013年8月7日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	充 男 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の2013年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取締役会が決議した公的資金完済プランに基づき、四半期連結貸借対照表日後に、自己株式の取得及び消却、丙種優先株式及び己種優先株式についての定款の一部変更が行われている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 東 和 浩
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス大阪本社 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長東和浩は、当社の第13期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。